

委託業務における情報共有システム活用要領

令和4年3月18日

農政水産部農村振興局農村計画課

(趣旨)

第1 この要領は、農政水産部所管の農業農村整備事業で発注する測量業務、地質・土質調査業務、設計業務（営繕工事に関連する業務を除く）、用地調査業務において、情報共有システムを活用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 帳票

本要領における帳票とは、測量・調査・設計業務共通仕様書で定義する「書面(※)」をいう。具体的には、「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」及び「通知」の行為に必要な帳票及びその添付書類をいう。

※ 書面とは、手書き、印刷等による業務委託打合記録簿等をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われた帳票については、署名又は押印がなくても有効とする（測量業務共通仕様書第3条用語の定義、地質・調査業務共通仕様書、設計業務共通仕様書第1章第1-2条用語の定義、用地調査等共通仕様書第1章第2条用語の定義）。

(対象業務)

第3 情報共有システム活用対象業務は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、「情報共有システム活用対象業務」である旨を記載するものとする。

なお、受注者は、実施の可否について、契約後に発注者と協議（業務委託打合記録簿による（別紙1））するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は情報共有システムを活用することができる。ただし、受注者は業務着手前に発注者に協議するものとする。

3 受注者は、業務着手前に、第4に示す情報共有システムを選定し、発注者に連絡するものとする。

入札公告記載例

5 その他の事項

本業務は、情報共有システム活用対象業務である。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

第〇条 情報共有システムの活用

本業務は、情報共有システム活用対象業務とする。

実施にあたっては、「委託業務における情報共有システム活用要領（令和4年3月18日）」及び「委託業務における情報共有システムの活用に係る運用マニュアル（令和4年3月18日）」に基づき行う。

要領及びマニュアルは、宮崎県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/index.html>)

（情報共有システム）

第4 利用できる情報共有システムについては、別に定める。

（費用）

第5 情報共有システムの利用に係る費用は、一括計上価格（諸経費算定の対象額としな
い。）に計上するものとし、変更時に計上する。用地調査業務についても同様とする。

積上項目は、月額利用料11,100円とし、使用期間（月数）は以下のとおりとする。
なお、月額利用料は、アカウント数12ユーザー、最大使用容量5GBを基本としており、
これらを超えて使用する場合は、別途見積徴集を行い計上すること。

- (1) 申込月は、利用日数が15日以上の場合1ヶ月計上、15日未満の場合は計上しない。
- (2) 申込の翌月から履行最終月の前月までは、月数分を計上する。
- (3) 履行最終月は、利用日数にかかわらず1ヶ月分を計上する。

（帳票）

第6 情報共有システムで交換・共有する帳票については、別に定める。

（成果品）

第7 情報共有システムで交換・共有した帳票は、「電子納品ガイドライン【業務編】
（令和3年3月）」に基づく電子納品を原則とする。

なお、電子成果品の仕様等については、別に定める。

（セキュリティ対策）

第8 セキュリティ対策については、別に定める。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、委託業務における情報共有システムの活用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。